第３節　条件未成就の更生担保権及び更生債権の取扱い

条件未成就の確定した更生担保権及び一般更生債権に対しては、更生計画認可決定日に同債権に付された停止条件を消滅させる。

第４節　更生担保権

第１　更生担保権の権利の変更と弁済方法

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

別表５「更生担保権弁済計画表」記載の確定更生担保権については、確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

第２　更生担保権の放棄

更生担保権者は、いつでも、管財人に対する書面による意思表示により、担保権を放棄することができる。

書面による放棄の意思表示が管財人に到達した時点で、当該更生担保権は一般更生債権に変更され、一般更生債権と同様の弁済を行い、その余の残額について債務免除を受ける。

第５節　優先権のある更生債権

第１　租税等の請求権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

更生手続開始決定日から更生計画認可決定日の前日までの間及び更生計画認可決定日以降完納までの間に生ずる延滞税等については、各徴収権限者の意見を聴き、更生計画認可決定日において、その全額の免除を受ける。

更生手続開始決定日の前日までの延滞税等、並びに滞納処分費、督促料、督促手数料及び加算金については、各徴収権限者の同意を得て、その金額につき本税等の全額を納付したときに免除を受ける。

前記免除後の納付額については、別表６「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり、更生計画認可決定日から３か月以内に一括納付する。

３　修正申告等による増減額があった場合の措置

別表６「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権につき修正申告、更正その他の事由により税額に異動があったときは、当該異動後の金額が記載されたものとみなして、前記１及び２の定めを適用する。

第２　労働債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

別表７「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の確定労働債権については、更生計画認可決定日から３か月以内に、確定債権額全額を一括して弁済する。

第６節　一般更生債権

第１　マツオインターナショナルの一般更生債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

（１）弁済方法

元本等債権について、次の表の「区分欄」のとおり区分し、各区分に従って、同表「弁済率」欄の弁済率を乗じた額の合計額（別表８－１－１「一般更生債権弁済計画表（マツオインターナショナル）」及び別表８－１－２「一般更生債権弁済計画表（マツオインターナショナル、従業員関係）」の「弁済額」欄の「合計／弁済方法」欄記載の金額）を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

区分	弁済率
1　10万円以下の部分	100％
2　10万円超100万円以下の部分	20％
3　100万円超の部分	3％

（２）権利の変更（免除）

元本等債権のうち弁済を行った後の残額及び更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金については、前記（１）の弁済を行った日に全額免除を受ける。

第２　松尾産業の一般更生債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更及び弁済方法

（１）弁済方法

元本等債権について、次の表の「区分欄」のとおり区分し、各区分に従って、同表「弁済率」欄の弁済率を乗じた額の合計額（別表８－２－１「一般更生債権弁済計画表（松尾産業）」及び別表８－２－２「一般更生債権弁済計画表（松尾産業、従業員関係）」の「弁済額」欄の「合計／弁済方法」欄記載の金額）を、更生計画認可決定日から３か月以内に一括して弁済する。

区分	弁済率
1　10万円以下の部分	100％
2　10万円超100万円以下の部分	20％
3　100万円超の部分	4％

（２）権利の変更（免除）

元本等債権のうち弁済を行った後の残額及び更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金については、前記（１）の弁済を行った日に全額免除を受ける。

第７節　約定劣後更生債権

１　確定債権（省略）

２　権利の変更

約定劣後更生債権は、更生計画認可決定日に全額免除を受ける。

第８節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　外貨建債権の取扱い

外貨建債権については、本更生計画に特段の定めがない限り、更生手続開始決定日（令和７年１２月３１日）のレートとして以下に記載されたレートにより円貨に換算した上で、本更生計画の定めを適用し、円貨で弁済を行う。

なお、換算後に生ずる１円未満の端数は切り上げとする。

外貨建債権	換算レート
１米ドル	１５６．６５円
１人民元	２２．４００８円

第２　弁済の場所等

１　弁済の場所

本更生計画による弁済は、特別の定めがない限り、弁済日における合併会社の本店において行う。本店又は事実上の本社が移転した場合は、移転後の本店又は事実上の本社で行う。

ただし、債権者が金融機関の口座への振込を求めたときは、合併会社の振込手数料負担において、債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により弁済する。

租税等の請求権の弁済（納付）は、前記定めにかかわらず、徴収権者の指定する場所・方法においてこれを納付する。

２　金融機関休業日の取扱い

弁済期日が金融機関の休業日に該当するときは、弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。

第３　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定日までに確定した更生担保権及び更生債権について放棄又は取下げがなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、放棄又は取下後の残債権額を基準として行う。

第４　債権譲渡等の取扱い

本更生計画提出日（令和８年８月３１日）以降に、更生債権等について譲渡又は移転があった場合、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。

ただし、更生債権等の一部の譲渡又は移転がなされたときは、各権利者がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。

第５　弁済額算定の際の端数処理

元本等債権の弁済額の算定において生じる弁済額の１円未満の端数は、切り上げる。

第５章　未確定更生債権等の措置（省略）

第６章　株主の権利の変更

第１節　株式の取得

更生２社は、更生計画認可決定日に、それぞれ、同日時点で発行済株式の全部を無償で取得する。

第２節　株式の消却

更生２社は、第７章第１節に定める株式発行の効力発生日において、それぞれ、その保有する本章第１節により取得した自己株式の全部を消却する。

第３節　資本金及び準備金の額の減少

更生２社は、資本金及び準備金の額を以下のとおり減少させる。

第１　マツオインターナショナル

１　減少する資本金の額

金５０００万円

２　減少する利益準備金の額

金２５００万円

３　資本金及び準備金の額の減少がその効力を生ずる日

当該資本金及び準備金の額の減少の効力は、第７章第１節第１に定める株式発行の効力発生日において生ずる。

第２　松尾産業

１　減少する資本金の額

金３８５０万円

２　減少する利益準備金の額

金１０００万円

３　資本金及び準備金の額の減少がその効力を生ずる日

当該資本金及び準備金の額の減少の効力は、第７章第１節第２に定める株式発行の効力発生日において生ずる。